



熊本県公報

第 1 3 3 3 5 号
令和 6 年(2024 年)
5 月 31 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(社会福祉課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 4
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
公 告	
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 4
○土地改良区の役員の選任等	(") 6
○土地改良区の役員の選任等	(") 6
○公共測量の終了	(監理課) 7
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 7
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農地・担い手支援課) 7
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 8
○公共測量の終了	(監理課) 9
登 載 依 頼	
○気象観測設備改修工事に係る条件付き一般競争入札の実施	(熊本県道路公社) 9
○令和 5 年 4 月 9 日執行熊本県議会議員一般選挙の選挙運動用 収支報告書の一部訂正に伴う要旨の公表	(選挙管理委員会) 16
○少年指導委員の委嘱	(警察本部生活安全企画課) 17
○駄飼場遺跡埋蔵文化財発掘調査補助業務委託に係る一般競争 入札参加資格等	(文化課) 17
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管 理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 19
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則	(") 20
○令和 6 年度(2024 年度)第 3 回熊本県いじめ防止対策審 議会を開催	(いじめ防止対策審議会) 20
○有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表	(有明海自動車航送船組合) 20

告 示

熊本県告示第 5 7 3 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

令和 6 年(2024 年)5 月 3 1 日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ウェルビーイングひばり	訪問看護ステーション ひばり	八代市本町 1 丁目 8-14 祐和ビル 1-D 号室	令和 6 年(2024 年)6 月 1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第574号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ウェルビーイングひばり	訪問看護ステーション ひばり	八代市本町1丁目8-14 祐和ビル 1-D号室	令和6年（2024年）6月1日	訪問看護

熊本県告示第575号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ショートステイ まある宇城市松橋町浦川内161番地	特定非営利活動法人えんば宇城市松橋町浦川内161番地 福田 誠治	短期入所	令和6年（2024年）5月1日

熊本県告示第576号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
重心児デイサービス あるふあ荒尾市万田2004	株式会社アルファ荒尾市西原町一丁目2番6号205 クレタコート荒尾 山下 須美子	令和6年（2024年）6月1日	4350300127	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第577号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人回生会	堤病院 訪問看護ステーション	人吉市下林町226番地	令和6年（2024年）6月1日	訪問看護

熊本県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人回生会	堤病院 訪問看護ステーション	人吉市下林町2 26番地	令和6年 (2024年)6月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
整形外科 桜木クリニック	上益城郡益城町大字広崎1 037番地1	令和6年（2024年）3月1日
あおい皮ふ科	上益城郡益城町広崎字花立 1038-1	令和6年（2024年）4月1日
ひとよし 西村醫院	人吉市東間上町2811番地1	令和6年（2024年）4月1日
伴クリニック	上益城郡山都町浜町167-1	令和6年（2024年）3月30日
永田眼科	菊池郡菊陽町津久礼2434番地	令和6年（2024年）4月1日
大津なかしま皮膚科・美容皮膚科	菊池郡大津町引水729-1	令和6年（2024年）5月1日
中村眼科	山鹿市山鹿992-8	令和6年（2024年）4月1日
玉名脳神経外科医院	玉名市岩崎11-1	令和5年（2023年）8月1日
荒尾市立有明医療センター	荒尾市荒尾2600番地	令和5年（2023年）7月1日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
楓の森歯科クリニック	合志市豊岡2000番2844	令和6年（2024年）4月1日
合志かたやまこども歯科	合志市須屋3101-3	令和6年（2024年）4月1日
医療法人坂口会 坂口おとなこども歯科	玉名市中1898-5	令和6年（2024年）3月1日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
クオール薬局 山鹿店	山鹿市山鹿1479	令和6年（2024年）4月1日
クスノキ薬局 あいだ店	人吉市東間上町2812番地1	令和6年（2024年）4月1日

株式会社大賀薬局 菊陽 2号店	菊池郡菊陽町大字原水29 09-3	令和6年(2024年)5 月1日
有限会社松林堂薬局 一 の宮店	阿蘇市一の宮町宮地179 3-1	令和6年(2024年)4 月1日
あいあい薬局 人吉店	人吉市蟹作町1108-4	令和6年(2024年)5 月1日

熊本県告示第580号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サ
ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社ハート マップ	ハートマップ訪 問看護ステーシ ョン	上益城郡益城町 古閑72-1	令和6年 (2024 年)6月1 日	訪問看護

熊本県告示第581号
介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防
サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示
する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社ハート マップ	ハートマップ訪 問看護ステーシ ョン	上益城郡益城町 古閑72-1	令和6年 (2024 年)6月1 日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第582号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の
供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）5月31日から60日間、熊本県土木部道路
都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	破木二見線	八代市下大野町字村下 688番1地先から	82.0	単県道路 改良
		同所 683番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）5月31日

公 告

熊本県公告第345号
八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の
届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に
より公告する。

令和6年(2024年)5月31日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	山田 恭裕	八代郡氷川町島地1276番地
理事	油谷 秀一	八代郡氷川町鹿島1170番地
理事	境 良一	八代郡氷川町鹿島317番地
理事	俵 浩二	八代郡氷川町鹿野618番地
理事	河野 正一	八代郡氷川町鹿野113番地
理事	永田 裕二	八代郡氷川町網道292番地1
理事	押方 良隆	八代郡氷川町網道1517番地
理事	宮崎 修	八代郡氷川町網道1427番地
理事	陳野 和敏	八代郡氷川町網道867番地20
理事	土山 二二生	八代郡氷川町若洲27番地
理事	清水 金次	八代郡氷川町若洲101番地
理事	前田 正裕	八代郡氷川町高塚602番地
理事	坂井 政明	八代郡氷川町大野581番地
理事	吉村 正光	八代郡氷川町高塚1943番地
理事	埋田 雄一郎	八代郡氷川町野津596番地
理事	松田 和幸	八代郡氷川町野津4174番地
理事	木村 和浩	八代郡氷川町野津2502番地
理事	木村 慶治	八代郡氷川町早尾168番地
理事	木村 国博	八代郡氷川町今132番地
理事	上村 淳一	八代郡氷川町有佐84番地
理事	木本 孝一	八代郡氷川町中島220番地
監事	宇田 義生	八代郡氷川町島地31番地
監事	木野 武盛	八代郡氷川町高塚440番地
監事	林田 雄二	八代郡氷川町宮原64番地
監事	前田 昭雄	八代郡氷川町大野1155番地
就任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	宮原 宏明	八代郡氷川町島地40番地
理事	濱田 弘人	八代郡氷川町鹿島95番地
理事	中島 浩一	八代郡氷川町鹿島640番地
理事	平岡 英康	八代郡氷川町鹿野30番地
理事	早川 猛	八代郡氷川町鹿野505番地
理事	永田 和浩	八代郡氷川町網道269番地1
理事	前田 義美	八代郡氷川町網道476番地
理事	宮崎 修	八代郡氷川町網道1427番地
理事	赤星 博信	八代郡氷川町網道937番地7
理事	山口 陽子	八代郡氷川町若洲46番地
理事	稲田 勝也	八代郡氷川町若洲89番地
理事	松岡 正勝	八代郡氷川町高塚1052番地
理事	山田 龍治	八代郡氷川町大野789番地
理事	鋤先 雅信	八代郡氷川町新田549番地
理事	野村 敏明	八代郡氷川町野津1011番地1
理事	米崎 幸弘	八代郡氷川町野津4596番地
理事	稲崎 博敏	八代郡氷川町野津2986番地
理事	鉄島 敬一	八代郡氷川町梶462番地
理事	秋山 利光	八代郡氷川町今756番地2
理事	永田 智英	八代郡氷川町有佐59番地

理事	山本 洋子	八代郡氷川町中島312番地
理事	宮崎 和代	八代郡氷川町網道135番地3
理事	西田 辰代	八代郡氷川町新田681番地
理事	益田 昌代	八代郡氷川町有佐63番地1
監事	今田 伸一	八代郡氷川町島地1205番地1
監事	埴田 雄一郎	八代郡氷川町野津596番地
監事	宮本 博明	八代郡氷川町宮原621番地
監事	前田 昭雄	八代郡氷川町大野1155番地

熊本県公告第346号
宇土市に事務所を置く網田新地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮本 豊司	宇土市上綱田町3746-1
理事	山本 壽	宇土市長浜町291
理事	杉本 公孝	宇土市上綱田町3747-1
理事	園田 雄一	宇土市長浜町276
理事	田中 一夫	宇土市長浜町405-3
理事	西村 初彦	宇土市長浜町511-2
理事	河野 敏信	宇土市下綱田町704-1
理事	西口 寿史	宇土市上綱田町693
理事	大平 光寛	宇土市赤瀬町406
理事	宮本 光	宇土市長浜町2118-3
監事	森下 周二	宇土市長浜町580-2
監事	森 茂徳	宇土市上綱田町1
監事	園田 建三	宇土市下綱田町2664
就任		
理事	山本 壽	宇土市長浜町291
理事	森 茂徳	宇土市上綱田町1
理事	田中 浩之	宇土市長浜町356
理事	杉本 公孝	宇土市上綱田町3747-1
理事	中村 実	宇土市長浜町547-1
理事	河野 敏信	宇土市下綱田町704-1
理事	田中 一昭	宇土市赤瀬町66
理事	宮本 光	宇土市長浜町2118-3
理事	浦本 哲矢	宇土市長浜町712
監事	園田 雄一	宇土市長浜町276
監事	西口 寿史	宇土市上綱田町693
監事	園田 建三	宇土市下綱田町2664

熊本県公告第347号
熊本市に事務所を置く金峰南麓土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 均	熊本市西区河内町河内3015

理事	松村 篤	熊本市西区小島5丁目4-2
就任		
理事	田尻 裕一郎	熊本市西区小島5丁目8-36
理事	吉川 和江	熊本市西区松尾町平山1054

熊本県公告第348号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により阿蘇市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（3級水準測量、写真測量による数値地形図作成）	令和5年（2023年） 12月21日から 令和6年（2024年） 5月10日まで	阿蘇市波野大字小園地内

熊本県公告第349号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営第五阿蘇地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営第五阿蘇地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年（2024年）6月3日から令和6年（2024年）6月28日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第350号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人阿蘇紫伝会	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字九ノ坪1937番1ほか15筆
野口 清吾	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字上川原169番1
加藤 順二	熊本市	熊本市南区奥古閑町字北3324番1
古嶋 三照	氷川町	八代郡氷川町鹿島字下ノ割1369番1
株式会社木村デーリィファーム	氷川町	八代郡氷川町新田字江上617番1ほか2筆
松本 吉弘	氷川町	八代郡氷川町新田字江上621番3ほか1筆
水口 英司	錦町	球磨郡錦町大字一武字切原野3253番9ほか1筆
水口 英司	錦町	球磨郡錦町大字一武字切原野3253番14ほか4筆
赤池 幸一	錦町	球磨郡錦町大字一武字野里原2176番33ほか

		か1筆
久保田 美代	錦町	球磨郡錦町大字西字久保2692番1
萩原 健	錦町	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番17ほか5筆
谷口 博紀	錦町	球磨郡錦町大字木上東字梅木481番1
田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2160番1ほか2筆
和田 幸治	錦町	球磨郡錦町大字一武字土木園962番ほか1筆
植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5番3
堀川 輝雄	錦町	球磨郡錦町大字木上西字京出1605番ほか1筆
中村 竜郎	錦町	球磨郡錦町大字木上東字荒野7番13ほか2筆

2 認可年月日
令和6年（2024年）5月24日

熊本県公告第351号
阿蘇郡西原村に事務所を置く小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山本 恵一郎	阿蘇郡西原村大字小森2440番地3
理事	高橋 忍	阿蘇郡西原村大字小森600番地5
理事	荒木 暢一	阿蘇郡西原村大字鳥子651番地1
理事	藤田 幸博	阿蘇郡西原村大字小森2740番地4
理事	永田 暁洋	阿蘇郡西原村大字小森618番地1
理事	田中 英雄	阿蘇郡西原村大字小森835番地
理事	大谷 栄治	阿蘇郡西原村大字小森2770番地3
理事	藤本 辰博	阿蘇郡西原村大字小森383番地
理事	河上 勝彦	阿蘇郡西原村大字小森17番地
理事	坂田 智広	阿蘇郡西原村大字小森82番地
理事	高鍋 弘幸	阿蘇郡西原村大字小森473番地
理事	久保田 孝二	阿蘇郡西原村大字小森3397番地
理事	首藤 和広	阿蘇郡西原村大字布田1940番地1
監事	西山 春作	阿蘇郡西原村大字河原547番地1
監事	高橋 悟	阿蘇郡西原村大字小森1250番地
監事	中村 尚登	阿蘇郡西原村大字小森1043番地
就任		
理事	山本 恵一郎	阿蘇郡西原村大字小森2440番地3
理事	高橋 忍	阿蘇郡西原村大字小森600番地5
理事	荒木 康雄	阿蘇郡西原村大字小森2608番地2
理事	東 邦寛	阿蘇郡西原村大字小森2737番地
理事	永田 智広	阿蘇郡西原村大字小森1083番地
理事	田中 英雄	阿蘇郡西原村大字小森835番地
理事	大塚 昇	阿蘇郡西原村大字小森2743番地1
理事	藤本 辰博	阿蘇郡西原村大字小森383番地
理事	河上 勝彦	阿蘇郡西原村大字小森17番地
理事	坂田 智広	阿蘇郡西原村大字小森82番地
理事	高鍋 弘幸	阿蘇郡西原村大字小森473番地
理事	久保田 孝二	阿蘇郡西原村大字小森3397番地
理事	吉岡 政邦	阿蘇郡西原村大字布田1908番地

監事	西山 春作	阿蘇郡西原村大字河原547番地1
監事	高橋 悟	阿蘇郡西原村大字小森1250番地
監事	中村 尚登	阿蘇郡西原村大字小森1043番地

熊本県公告第352号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（デジタルカラー撮影・写真地図作成）	令和5年（2023年） 11月1日から 令和6年（2024年） 3月29日まで	熊本市全域

登 載 依 頼

熊本県道路公社公告第1号
次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。
令和6年（2024年）5月31日
熊本県道路公社 理事長 亀 崎 直 隆

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 工事番号 松有道R06一工01号
- (2) 工 事 名 気象観測設備改修工事
- (3) 工事場所 上天草市松島町地内（松島有料道路）
- (4) 工事概要 気象観測装置改修工 1式
遠方監視設備改修工 1式
撤去工 1式
- (5) 工 期 令和7年（2025年）3月31日まで（余裕期間90日間を含む）
- (6) 予定価格 49,079,800円（入札書比較価格44,618,000円）
- (7) そ の 他
- ア 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。
- イ 本工事は、総合評価落札方式に係る自己採点型の適用案件である。
- ウ この入札は、書面による入札である。
- エ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。
- オ この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。
- カ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に定める対象建設工事である。
- キ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。
- ク 本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。
入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。
受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。
なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。
また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。
- ケ 1) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（熊本県土木部長通知）（令和3年（2021年）8月23日付け監第377号）」の1.に記載している要件を満たさなければならない。

- 2) 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、前項に記載の通知における別添様式（特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項）を提出すること。
- コ この工事は、余裕期間90日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事の始期を選定する「任意着手方式」としている。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 事後審査型一般競争入札公告共通事項書・熊本県道路公社所管工事（以下「共通事項書」という。）第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類		電気通信工事
熊本県における格付等級又は経営事項審査の総合評定値		電気通信工事の総合評定値が700点以上。 ただし、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を受けている者については加算後の総合評定値。
営業所の所在地		九州地域内に営業所を有すること。
設計業務等の受託者との関連		次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名：株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 本店所在地：東京都渋谷区本町3丁目12番1号
経営事項審査の審査基準日の期間		令和4年（2022年）11月18日から令和6年（2024年）6月17日まで
施工実績に関する事項		平成22年度（2010年度）以降、元請けとして国内において完成した公共工事の電気通信工事で、気象観測装置又は遠方監視制御装置の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
	施工経験	平成22年度（2010年度）以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資格等	電気通信工事に關し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（主任技術者となる資格を有する者）又は電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（監理技術者となる資格を有する者）。 ただし、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は、電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上）にある者。

- 3 総合評価に関する事項
- (1) 総合評価の方法
- ア) 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点89.5点を与え、それに技術評価における技術評価項目ごとの得点の合計点である加算点（10.5点満点）及び施工体制評価点（30点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもつて行う。
- 評価値 = 技術評価点（標準点 + 加算点 + 施工体制評価点） / 入札価格
- イ) 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒヤリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成

- 16年熊本県告示第331号。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒヤリングを省略する場合がある。また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒヤリングのための追加資料の提出を求める。
- ① 施工体制に係る審査方法の通知
- ・期日 令和6年(2024年)6月18日(火)
 - ・方法 ヒヤリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。
- ② ヒヤリングのための追加資料の提出
- ・期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から令和6年(2024年)6月24日(月)午後5時まで
 - ・方法 追加資料の提出(2部)を求めた場合は、4の入札・契約担当課に持参すること。
- ③ 施工体制確認のためのヒヤリング
- ・期日 令和6年(2024年)7月5日(金)
 - ・方法 ヒヤリングを行う場合は、説明者は、熊本県道路公社に来所し説明を行うこと。
- なお、説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

- (2) 評価に関する基準
- (1)の加算点の評価項目、評価基準及び得点配分は、(別添)評価に関する基準のとおりとする。

4 入札等担当課

区 分	担当課	電話番号等	住 所
入札・契約 担当	総務課	T E L 0 9 6 4 - 2 8 - 3 3 1 0 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 4 8 8 4	〒861-4214 熊本市南区城南町舞原 字東194番地(一般 財団法人 熊本県建設 技術センター内)
技術担当 監督担当	有料道路課	T E L 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 1 1 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 2 2	同 上

5 提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
- ア 共通事項書第4の1の(1) ※別記様式1を使用すること。
- イ 共通事項書第4の1の(2) ※2の営業所の所在地が熊本県以外の場合
- ウ 共通事項書第4の1の(3)
- エ 共通事項書第4の1の(4) ※別記様式2を使用すること。
- オ 共通事項書第4の1の(5) ※別記様式3を使用すること。
- カ 共通事項書第4の1の(6) ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合別記様式3の2を使用すること。
- キ 共通事項書第4の1の(7) ※別記様式4を使用すること。
- (2) 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
- ア 共通事項書第4の1の(8) ※別記様式5～8を使用すること。

6 入札日程

入札手続 等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の 閲覧及び 配付	令和6年(2024年)5月31日(金)から 令和6年(2024年)6月17日(月)まで	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホ ームページに掲載す る。
質問書の 提出	令和6年(2024年)5月31日(金)から 令和6年(2024年)6月10日(月)まで	4の入札・契約担当 課。持参又は郵送 (書留郵便)による こと(必着)。
質問に対 する回答	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以 内の日から令和6年(2024年)6月17日	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホ

の閲覧	(月) まで	ホームページに掲載する。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から令和6年(2024年)6月17日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から令和6年(2024年)6月17日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
入札及び開札の場所	熊本市南区城南町舞原字東194番地 一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研修室	持参による。
入札及び開札の日時	令和6年(2024年)6月18日(火) 午前10時00分	
落札者決定通知	令和6年(2024年)6月27日(木) (予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)7月11日(木) (予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)7月25日(木) (予定)	書面による。
競争参加資格がないと認めた理由、落札者とならなかった理由の説明要求	令和6年(2024年)7月4日(木)まで (予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)7月19日(金)まで (予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)8月1日(木)まで (予定)	4の入札・契約担当課へ持参すること。
上記要求に対する回答	令和6年(2024年)7月11日(木)まで (予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)7月26日(金)まで (予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)8月8日(木)まで (予定)	書面による。

7 その他

- (1) 入札者が1者のときでも、この入札を取りやめない。
- (2) この入札は、競争参加資格確認申請書を公告に示す期間までに郵送(書留郵便に限る。)又は持参により受付け、入札後落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札であり、競争参加資格確認申請書を期限までに適切に提出しない者は、落札者として決定されない場合があるため、入札公告及び共通事項書に留意すること。また、技術申請書及び競争参加資格確認申請書に添付する書類が同一であつてもそれぞれ申請書ごとに添付して提出すること。
- (3) 熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領(令和4年熊本県告示第285号)及び熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(令和4年熊本県告示第286号)により、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の適用区分及び低入札価格調査制度における失格判断基準価格の算定方法が改定されているので留意すること。
- (4) その他の事項については、熊本県道路公社ホームページに掲載する共通事項書に

示すとおりとする。

(別添) 評価に関する基準(自己採点表)

【通常工事】

様式10

評価に関する基準(簡易型I)

松有道路R06-工01号 気象観測設備改修工事

評価項目		評価内容	評価基準	配点	自己採点 (応札者)	得点
企業の評価	同種工事の施工実績	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気通信工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。)	・国、熊本県又は熊本県道路公社発注工事は、1件につき0.5点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。	1.0点		／1.00点
				0.75点		
				0.5点		
				0.25点		
				0.0点		
	当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成した「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上	1.5点		／1.5点
			74～82点	0.15点～1.35点		
			73点以下、又は実績なし	0.0点		
	優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり	0.5点		／0.5点
			当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり	0.25点		
			上記に該当しない	0.0点		
	地域精進度	建設業法上の主たる営業所の所在地	熊本県内	0.5点		／0.5点
			上記に該当しない	0.0点		
	地域貢献度	熊本県内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績、又は過去2年間(※10)の社会貢献活動の実績	災害支援活動の実績、又は単独での社会貢献活動の実績あり	0.5点		／1.5点
			団体での社会貢献活動の実績あり	0.25点		
			双方の活動の実績なし	0.0点		
		熊本県内における工場の有無または事業所(県内在住の正社員20人以上)の有無	工場有りまたは事業所(正社員20人以上)有り	0.5点		
			上記に該当しない	0.0点		
			全ての1次下請が県内企業(※12)、又は県内企業による全て自社施工	0.5点		
				上記に該当しない	0.0点	
	小計(企業実績等)					／5.00点
	補正率		5点/小計点			5/5
	補正後の得点(企業実績等)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)			／5.00点
	働き方改革への取り組み	本工事で週休2日を実施する	現場閉所型の4週8休(※13)を実施する	0.5点		／0.5点
			上記に該当しない	0.0点		
	小計(企業)					／5.50点

配置予定技術者の評価	配置予定技術者の資格	「1級電気通信工事施工管理技士、又は技術士(電気電子部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上	1.0点	／1.0点
			指定資格取得後5年未満	0.5点	
			指定資格未取得	0.0点	
	優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり	0.5点	／0.5点
			当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり	0.25点	
			上記に該当しない	0.0点	
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気通信工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国、熊本県又は熊本県道路公社発注工事は、1件につき0.5点。	1.0点	／1.00点
			・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。	0.75点	
				0.5点	
				0.25点	
				0.0点	
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、平成30年度(2018年度)以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「電気通信工事」の工事成績評定点(※15)(評価する工事は、1件とする。)	83点以上	1.5点	／1.5点
			74～82点	0.15点～1.35点	
			73点以下、又は実績なし	0.0点	
	継続教育の取得状況	過去3年間(※16)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上	0.5点	／0.50点
			10～19ユニット(単位)	0.25点	
			0～9ユニット(単位)	0.0点	
	若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置(ただし、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※17)に限る。)	現場代理人として配置する	0.5点	／0.50点
			全工種に従事する担当技術者として配置する	0.25点	
			配置しない	0.0点	
	小計(技術者)				／5.00点
	補正率		5点/小計点		5/5
	補正後の得点(技術者)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)		／5.00点
	合 計				／10.50点

語句の定義

- (※1)国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。
- (※2)熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。
- (※3)平成25年度(2013年度)以降：平成25年(2013年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※4)電気通信工事：請負額500万円以上の電気通信工事で施工した気象観測装置工事または遠方監視制御装置工事
- (※5)熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部。
- (※6)過去5年間：平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※7)「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。
- (※8)平成30年度(2018年度)以降：平成30年(2018年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※9)同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。
- (※10)過去2年間：令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※11)県産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。
- (※12)県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。
- (※13)現場閉所型の4週8休：現場閉所型では現場閉所率28.5%以上、交替制では平均休日率28.5%以上。
- (※14)IGT活用工事(〇〇工)：熊本県土木部IGT活用工事(〇〇工)試行要領による。
- (※15)「電気通信工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額500万円以上の工事。
- (※16)過去3年間：令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2022年)3月31日までの間。
- (※17)直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。

★工事成績評定点に係る配点表

工事成績 評定点	配点 (企業)	配点 (技術者)
83点以上	1.50点	1.50点
82点	1.35点	1.35点
81点	1.20点	1.20点
80点	1.05点	1.05点
79点	0.90点	0.90点
78点	0.75点	0.75点
77点	0.60点	0.60点
76点	0.45点	0.45点
75点	0.30点	0.30点
74点	0.15点	0.15点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点は【満点×(工事成績評定点－73点)÷10】により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

施工体制評価	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点		／15.0点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を 確実に実現できると認められる場合	5.0点		
		その他	0.0点		
	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点		／15.0点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点		
		その他	0.0点		
	小計(施工体制)				
施工体制評価点合計					／30.00点

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【工事名：気象観測設備改修工事】

(会社名)

☐	特例監理技術者の配置を予定している。
☐	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
☐	(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
☐	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること。
☐	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること(県内工事に限る)。
☐	(6) 単体企業で受注している工事であること。
☐	(7) 低入札価格調査基準価格未満で入札したことによる低入札価格調査対象工事でないこと。
☐	(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
☐	(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
☐	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
☐	(11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
☐	(12) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。
☐	上記項目を全て満たしていること。

※レまたは■を記載すること

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ
の提出(各要件を確認するための提出書類の添付は不要)とし、各要件を確認するための提出
書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を
併せて提出すること。

熊本県選挙管理委員会告示第22号
令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における公職の候補者坂梨剛昭の出納責
任者坂梨恭子から公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定に基
づき提出された選挙運動に関する収支報告書の訂正の報告があったので、同法第192条
第1項の規定に基づき、令和6年(2024年)3月22日熊本県選挙管理委員会告示第

18号（令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。
令和6年（2024年）5月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
- 令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙（玉名市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,116,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂梨 剛昭	所属党派	自由民主党	期 間	12月5日から 4月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	坂梨 恭子					
収入				円	支出	円
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 家	件 費	255,000
自由民主党熊本県玉名市第三支部	政党	800,000			選挙事務所費	0
頑張れ！ふじすえの会	政治団体	100,000			集合会場費	0
自由民主党熊本県支部連合会	政党	500,000		通 信	費	187,304
熊本県果樹政治連盟	政治団体	100,000		交 通	費	12,684
熊本県酪農政治連盟	政治団体	100,000		印 刷	費	713,560
				広 告	費	285,648
				文 具	費	0
その他の寄附	0件	0		食 糧	費	6,600
その他の収入		4,200,000		休 泊	費	0
今 回 計		5,800,000		雑 費		105,463
前 回 計		0		計		1,566,259
総 計		5,800,000		計		0
支出のうち公費負担相当額		ポスターの作成				479,000円
		ビラの作成				122,560円
		計				601,560円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第1回報告分
----------	-----------	--------

熊本県公安委員会告示第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

熊本県公安委員会委員長 宮 尾 千 加 子

- 1 委嘱年月日
- 令和6年5月1日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活動区域
西村 隆二	熊本中央警察署生活安全課 096-323-0110	熊本中央警察署の管轄区域

熊本県教育委員会告示第23号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和6年（2024年）5月31日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称
- 駄飼場遺跡埋蔵文化財発掘調査補助業務委託
- (2) 履行場所
- 駄飼場遺跡（合志市野々島 地内）

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

本件は、共同企業体を対象とした埋蔵文化財発掘調査補助業務委託である。なお、共同企業体は自主的に結成され、経営の形態が共同施行方式であるものに限る。また、共同企業体の構成員は、次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参

加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）6月6日（木）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本告示の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) (7)における代表構成員は、電子入札システム利用者登録が完了している者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から該当申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 地域要件
熊本県内に本店又は支店（営業所）等を有すること。ただし、支店（営業所）等にあつては、入札及び熊本県との契約の締結権限の全てが委任されているものに限るものとする。
- (7) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たすものとする。ただし、受託調査員に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日からとする。
（ア）共同企業体の構成員に関する条件

共同企業体の構成員数	2者
出資比率	最小限度 45%
資格要件	代表構成員（出資比率が最大の者を代表構成員とすること） その他の構成員
業務内容に関する条件	構成員は、現場代理人、調査補助員のうち、いずれか1人以上は配置すること。なお、代表構成員は現場代理人を、その他の構成員は調査補助員を1人以上配置すること。また、常駐かつ専任で配置すること。
営業所等の所在地等に関する条件	熊本県内に本店を有する有資格者と熊本県内に支店（営業所）等を有する有資格者の組合せとする。ただし、支店（営業所）等にあつては、入札及び熊本県との契約の締結権限の全てが委任されており、支店（営業所）等において常勤の従業員（自社の正社員であること（契約社員や嘱託職員でないこと）。以下同じ。）を雇用しているものに限る。

（イ）受託調査員に関する条件

区分	現場代理人	調査補助員
業務範囲	埋蔵文化財発掘調査業務を主体的に実施すること	現場代理人の指示の下、主に埋蔵文化財発掘調査業務を実施すること
資格	・大学若しくは大学院で考古学及びその他これに類する学科目を専攻した者 ・又はこれと同等以上の知識があると認められる者	
実務経験	発掘調査現場で考古学的な作業を主体的に実施した実務が24ヶ月以上、かつ出土遺物整理業務を1年以上担当した経験若し	発掘調査現場で考古学的な作業を補助した実務経験12ヶ月以上

	くは報告書の主要項目を執筆した経験を有する者	
備考	・常勤の従業員であること ・労働安全衛生法に基づく必要な資格を有すること	常勤の従業員であること

- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(3)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び埋蔵文化財発掘調査補助業務委託共同企業体協定書
- ウ 従業員数及び受託調査員（現場代理人・調査補助員）選任通知書（共通仕様書様式第1号）及び県内支店（営業所）等においては、常勤の従業員が雇用されていることの確認資料（雇用証明書、雇用契約書（写）等及び直近3か月のタイムカード（写）等）
- ※構成員毎に共通仕様書様式第1号を使用すること。
- エ 現場代理人及び調査補助員に関する確認資料
- (ア) 現場代理人及び調査補助員については、履歴書（共通仕様書様式第2号）、発掘調査歴・報告書執筆歴証明書（共通仕様書様式第3号）、運転免許証（写）及び健康保険証（写）
- (イ) 現場代理人については、労働安全衛生法に基づく必要な資格証（写）
- ※構成員毎に共通仕様書様式第2号及び第3号を使用すること。
- (2) 提出方法
- (1) アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和6年（2024年）6月14日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
- (6)の入札担当部局
- (5) 業務に係る発注・契約担当部局
- 熊本県教育庁教育総務局文化課文化財調査班（熊本県庁行政棟新館8階）
- 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話番号 096-333-2706
- ファックス番号 096-384-7220
- (6) 業務に係る入札担当部局
- 熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話番号 096-333-2580
- ファックス番号 096-381-9010
- (7) 確認結果の通知
- 電子入札システムにより通知する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第21号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表天草市の部市長部局の款本庁（会計課を含む。）の項中「企画調整係長」を「政策企画係長」に、同表大津町の部町長部局（会計課を含む。）の款中「人事秘書係長」を「人事係長」に、「人事秘書係の参事、主査及び主事」を「人事係の参事、主査及び主事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第22号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1行政職給料表3級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「動物愛護センター課長」を削り、同表4級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「精神保健福祉センター次長」を「精神保健福祉センター次長 動物愛護センター課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

熊本県いじめ防止対策審議会公告第3号

令和6年度（2024年度）第3回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和6年（2024年）5月31日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八 ツ 塚 一 郎

- 開催日時
令和6年（2024年）6月6日（木）
午後6時30分から午後8時30分まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
県庁行政棟新館10階 教育委員会会議室
- 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

有明海自動車航送船組合
管 理 者 栗 林 堅 一 郎

有明海自動車航送船事業の令和5年度下半期（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数173,057台、車両収入470,957,070円、同乗旅客数169,433人、同乗旅客収入72,534,130円、一般旅客数32,409人、一般旅客収入15,011,760円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数2,361台（1.3%）の減、車両収入27,500,650円（6.2%）の増、同乗旅客数7,840人（4.9%）の増、同乗旅客収入9,810,360円（15.6%）の増、一般旅客数103人（0.3%）の減、一般旅客収入1,175,150円（8.5%）の増となる。

(2) 職員数(令和6年3月31日現在)

一般職員 9人

船舶職員 11人

合 計 20人

(3) 条例、規則の制定改廃

○ 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 有明海自動車航送船事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(4) 議会議決事項

○ 令和5年10月27日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和4年度有明海自動車航送船事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○ 令和6年3月26日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号 令和6年度有明海自動車航送船事業会計予算

第3号 有明海自動車航送船事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第4号 管理者専決処分の報告並びに承認について

令和5年度有明海自動車航送船事業会計補正予算(第1号)

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和6年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和5年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
(令和5年10月1日から令和6年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		507,977,674		
(1)	運航収入	(1,010,349,413)		
		4,231,885	512,209,559	
(2)	運航雑入	(6,787,252)	(1,017,136,665)	
2	営業費用			
		3,708,773		
(1)	一般管理費	(6,074,315)		
		391,465,425		
(2)	運航経費	(730,399,505)		
		162,287,534	557,461,732	
(3)	運航管理費	(296,040,458)	(1,032,514,278)	
	営業損失			45,252,173
				(15,377,613)
3	営業外収益			
		32,717		
(1)	受取利息及び配当金	(32,717)		
		35,057,673		
(2)	他会計補助金	(56,057,673)		
		55,493,281		
(3)	長期前受金戻入	(110,986,281)		
		3,543,988	94,127,659	
(4)	雑収入	(4,991,593)	(172,068,264)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		0		
(2)	雑損失	(0)		
		5,106,153	5,106,153	89,021,506
(3)	雑支出	(5,106,153)	(5,106,153)	(166,962,111)
	経常利益			43,769,333
				(151,584,498)
5	特別利益			0
				0
6	特別損失			0
				43,769,333
	当年度純利益			(151,584,498)
				53,867,264
	前年度繰越利益剰余金			(53,867,264)
				97,636,597
	当年度末処分利益剰余金			(205,451,762)

()は決算見込み

別表2

令和5年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）
(令和6年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,246,415,317		
減価償却累計額	<u>2,465,964,158</u>	780,451,159	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	784,780,728		
減価償却累計額	<u>410,294,294</u>	374,486,434	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>216,462,078</u>	18,716,292	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,291,560		
減価償却累計額	<u>33,916,757</u>	5,374,803	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>	
有形固定資産合計			1,196,356,479
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投 資 合 計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,227,134,079
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,240,509,742	
(2) 未 収 金		9,598,362	
(3) 前 払 金		100,000	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>2,251,208,104</u>
資 産 合 計			<u>3,478,342,183</u>

負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 長 期 借 入 金		0	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金		222,167,294	
ロ 修繕準備引当金		<u>3,743,853</u>	
固定負債合計			225,911,147
4 流 動 負 債			
(1) 長 期 借 入 金		27,280,000	
(2) 未 払 金		32,633,232	
(3) 預 り 金		991,386	
(4) 引 当 金			
イ 賞与引当金		16,103,857	
(5) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			78,008,475
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		1,748,034,273	
(2) 収益化累計額		<u>1,164,013,474</u>	
繰延収益合計			<u>584,020,799</u>
負 債 合 計			<u>887,940,421</u>
資 本 の 部			
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計			1,855,650,000
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額	9,500,000		
ロ 工 事 負 担 金	<u>800,000</u>		
資本剰余金合計		10,300,000	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	0		
ロ 利 益 積 立 金	150,000,000		
ハ 建設改良積立金	369,000,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>205,451,762</u>		
利益剰余金合計		<u>724,451,762</u>	
剰 余 金 合 計			<u>734,751,762</u>
資 本 合 計			<u>2,590,401,762</u>
負債資本合計			<u>3,478,342,183</u>

別表3

令和6年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和6年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	12,800 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	345,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	330,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	63,000 人

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 事業収益	1,238,646 千円
第1項 営業収益	1,123,713 千円
第2項 営業外収益	114,933 千円
	支 出
第1款 事業費	1,231,902 千円
第1項 営業費用	1,173,729 千円
第2項 営業外費用	28,173 千円
第3項 予 備 費	30,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額 673,080 千円は、過年度分損益勘定留保資金 673,080 千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資本的收入	0 千円
	支 出
第1款 資本的支出	673,080 千円
第1項 建設改良費	642,800 千円
第2項 長期借入金償還金	27,280 千円
第3項 予 備 費	3,000 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	新船建造事業	2,100,000 千円	令和6年度	630,000 千円
				令和7年度	420,000 千円
				令和8年度	420,000 千円
				令和9年度	630,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 200,551 千円 |
| (2) 交際費 | 200 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。